

## つくれ住民票！第2次訴訟 9／27控訴審判決への傍聴を！

控訴審第1回口頭弁論が7月17日にありました。少し遅れて法廷に入っていくと、裁判長が、世田谷区に住民票作成について尋ねているところでした。そのつもりはないと世田谷区側が答弁したため、裁判長は不服そうな顔をして（と、私には見えましたが）、再度聞き直すと、世田谷区は「検討はしているが、現在は作成する考えはない」と答えました。

その後、控訴人・被控訴人両方に、今後書面など出す予定はあるか、これ以上はないかと裁判長が質問し、双方ないと答えたため、合議しますと別室に行き、しばらくして戻ると、これで弁論終結し、判決は9月27日1時15分822号法廷で行いますと述べて終わりました。控訴審が1回で終わることなど、全く予想していなかったのでびっくりでした。しかし住民票を作成するつもりはないと世田谷区側が答えた時の不服そうな裁判長の顔から、もしかしたら住民票作成をとの判決になるのだろうかかと期待しています。

判決日の9月27日は、「婚外子差別にNo！電話相談」の日と、時間がちょうど重なってしまいました！本当に残念ですが、どちらも大事なので、交流会として分担して臨みたいと思います。ぜひ判決の傍聴をお願いします。（田中）

（通信Voice 6-8月号より）

日時 9月27日（木）午後1時15分

場所 東京高裁822号法廷（8階）\*地裁と同じ建物です

\*地下鉄日比谷線・丸ノ内線霞ヶ関駅A1出口

<控訴審判決後、報告集会を予定しています>